

森林経営管理法第 36 条及び第 44 条に規定する民間事業者の公募及び公表実施要領

令和元年 6 月 11 日 元林第 383 号

最終改正 令和 8 年 3 月 30 日 8 林第 177 号

(目的)

第 1 この要領は、府が森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 36 条の規定により、法第 2 条第 5 項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者及び法第 44 条の規定により、法第 43 条に規定する集約化構想において定められる森林について、経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募し、基準に適合する民間事業者を登録及び公表するに当たり、法、森林経営管理法施行令（平成 30 年政令第 320 号）、森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令第 78 号）及び「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号 林野庁長官通知）による規定のほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領における用語の定義は、森林経営管理法に定めるところによる。

(民間事業者の定義)

第 2 本要領における民間事業者とは、個人又は法人を問わず、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により実施する意欲があり、かつ、府内に事業所又は営業所等を有する民間の事業者をいう。

(民間事業者の公募)

第 3 知事は、府内において経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「36 条事業者」という。）及び集約化構想において定められる森林について、経営管理を行うことを希望する民間事業者（以下「適合事業者」という。）を公募するものとする。

(応募の方法)

第 4 第 3 の公募に応募する者（以下「応募申請者」という。）は、別記第 1 号様式による申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載することとし、本事項を明らかにするために別表 1 に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地等）
- (2) 要領第 6 の登録を希望する京都府内の市町村
- (3) 雇用の状況に関する情報
- (4) 技術者の数に関する情報
- (5) 林業機械の保有状況に関する情報
- (6) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (7) 生産管理又は流通合理化等に関する情報

- (8) 造林・保育の省力化及び低コスト化に関する情報
 - (9) 主伐後の再造林の確保に関する情報
 - (10) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
 - (11) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
 - (12) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
 - (13) コンプライアンスの確保に関する情報
 - (14) 常勤役員の設置に関する情報
 - (15) 経理状況に関する情報
- 3 前項の別表 1 に掲げる書類について、次に該当する場合は書類の一部を省略することができる。
- (1) 応募申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号。以下「労働法」という。）第 5 条第 1 項の認定を受けた事業主と同一である場合であって、労働法の認定時に提出された発行日から 1 年が経過しない書類
 - (2) 36 条事業者又は適合事業者として登録されている場合であって、第 6 の基準に適合することが確認できている書類
- 4 応募申請者は、第 5 に基づく市町村による推薦を受ける場合、推薦に必要な情報（別記第 4 号様式）を別記第 1 号様式の申請書に添付するものとする。
- 5 応募申請者は、協業先等の状況を含めて申請する場合、協業先等の情報が分かる書類（別記第 2 号様式別添）を別記第 1 号様式の申請書に添付するものとする。
- 6 知事は、必要に応じて応募申請者に対して申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

（市町村による民間事業者の推薦）

- 第 5 市町村は、別記第 5 号様式により応募申請者の中から登録すべき事業者を知事に推薦することができる。
- 2 知事は、公表日から起算して 1 箇月前までに、別記第 2 号様式及び推薦に必要な情報を当該市町村に提示するものとする。

（登録と公表）

- 第 6 知事は、応募申請者のうち、申請書の内容が次項の基準に適合すると認めるときは、第 5 による市町村からの推薦を受けた場合はその意向も踏まえたうえで、次に掲げる事項を民間事業者名簿（別記第 6 号様式）に登録するものとする。なお、公表時期及び申請受付期間は別表 2 に定めるとおりとする。
- (1) 第 4 第 2 項第 1 号から第 14 号までに掲げる事項
 - (2) 登録番号及び登録年月日
 - (3) 登録情報の変更年月日
- 2 前項の基準の適合の判断は以下のとおり行うものとする。
- (1) 36 条事業者の登録の場合、別記の「森林経営管理法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規

定する要件に適合するか否かを判断する基準（以下「別記基準」という。）に適合すること。

(2) 適合事業者の登録の場合、別記基準に適合すること及び集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する市町村から第5による推薦を受けていること。

(3) 第1号の登録において、第5により市町村の推薦を受けた民間事業者については、別記基準1（1）の基準を満たしているものとみなす。

3 知事は、第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、別記第7号様式により民間事業者名簿に登録された民間事業者（以下「登録事業者」という。）へ通知するものとする。

4 知事は、第1項により登録した民間事業者を、府公式ホームページで公表するものとする。

（登録の有効期間）

第7 第6第1項の登録の有効期間は登録した日から起算して4年を経過した日の属する年度の3月末日とする。

2 前項の規定に関わらず、既に36条事業者の登録事業者である者が、新たに適合事業者の登録を行う場合、又は既に適合事業者の登録事業者である者が、新たに36条事業者として登録を行う場合の有効期間の末日は、先に登録されている有効期間の末日とする。

（更新の申請）

第8 登録の更新を希望する登録事業者は、登録した日から起算して4年を経過した日の属する年度の1月末日までに、第4に準じて登録の更新申請ができるものとする。

2 登録の更新を希望する登録事業者が、以下に該当する場合は、その理由を記載した書類を添付すること。

(1) 登録期間中に別記第2号様式6(2)の目標に到達していない場合

(2) 別記第2号様式6(2)イの経営管理の対象となる森林を確保していない場合

（変更の届出）

第9 登録事業者は、第4第2項第1号及び第14号の基本情報に変更があった場合は、知事に別記第8号様式により変更を届け出なければならない。

2 登録事業者は、第4第2項第2号から第13号に定める事項に変更があり、民間事業者名簿に既に登録されている情報を変更したい場合は、知事に別記第8号様式により変更を届け出ることができる。なお、第4第2項第2号のうち、適合事業者の登録希望市町村を変更する場合は、別記第4号様式を添付すること。

3 知事は、登録事業者から第1項及び第2項の規定による変更の届出があった場合において、その変更内容が第6第1項に定める基準に適合すると認めるときは、届出のあった事項を民間事業者名簿に登録するものとする。

4 第1項及び第2項の規定による届出に添付する書類は、第4第2項の規定を準用するものとし、変更に係る根拠資料のみ提出することとする。

(登録の取消)

第 10 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録事業者が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認されたとき
- (2) 登録事業者から別記第 9 号様式による申し出があつたとき
- (3) 登録の申請又は変更の届出に虚偽の記載が確認されたとき
- (4) その他法令又は本要領に違反したとき

2 知事は前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別記第 10 号様式により登録事業者に通知するものとする。ただし、前項第 1 号の個人の場合にあつて、その死亡が確認された場合はこの限りではない。

(実施状況報告等)

第 11 登録事業者は、民間事業者名簿に記載された内容について、毎事業年度の取組状況を実施状況報告書（別記第 11 号様式）により、3 月 20 日までに知事に報告するものとする。

2 登録事業者は、休業 4 日以上労働災害が発生した場合、速やかにその旨を知事に報告するものとする。なお、報告様式は京都府が定める災害報告様式に準じる。

(書類の提出)

第 12 本要領に基づく書類は、民間事業者の主たる事務所の所在地を管轄する広域振興局（京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にあつては、京都林務事務所。）の長に 1 部を提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 6 月 19 日から施行する。
- 2 民間事業者の公表時期については、令和元年度に限り、8 月、9 月、3 月のそれぞれ末日を加えるものとする。なお、3 月の公表に限り 3 月末日の 3 週間前までに受け付けた申請を対象とする。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日 8 林第 177 号）

- 1 この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降の申請について適用する。
- 2 適合事業者の公表時期については、令和 8 年度に限り、5 月、6 月のそれぞれ末日を加えるものとする。